

ナゴヤハウジングセンター設立趣意書

住宅関連産業は、宅地開発をはじめ住宅の建設、建築関連資材および住宅関連設備機器等の生産ならびに供給、また円滑促進に伴う融資制度および関連する総合情報等非常に裾野の広い産業界である。

従ってこれを総合的に利用する消費者としては、関連する公共諸施策および法規等とともに、広汎な知識と適確な情報の入手、相談窓口および苦情処理等の機関が不可欠の課題である。

然しながら既存の住宅展示場をはじめ各相談所、設備機器展示場においては各部門別またはメーカー別方式であり、住宅関連産業界を総合的に纏めた機関が無いこと名古屋地区において未来志向、消費者志向型の総合情報提供を主たる業務とする住宅関連総合展示場設置の必要性を痛感し「ナゴヤハウジングセンター」を開設したものである。

「ナゴヤハウジングセンター」は、昭和46年11月より、名古屋市名東区高間町（高針）において、名古屋地区のプレハブ産業を中心に、住宅関連の資材および設備機器産業界の協力を得て、太陽と緑と夢のある生活をテーマとする大総合展示場を開設し、総合情報の提供、相談業務、苦情処理をはじめ、公庫融資説明会、見学会、設計コンペ等の事業、また県民とのコミュニティー事業を実施して2ヶ年を経過したところ、約80万人の来場者を数え、入場者アンケート調査等により、現実に住宅関連産業界と消費者を結ぶ総合情報の架橋として好評を得てその役割を果たしたことは、この種事業の重要性と必然性を改めて認識し、今後ますます内容充実化の必要性と社会的責任のある事業運営が重要な課題となった次第である。

此処において、「ナゴヤハウジングセンター」の主催者である中日新聞社と（社）プレハブ建築協会中部支部とで構成するナゴヤハウジングセンター委員会としては、人格の伴わない任意団体として「ナゴヤハウジングセンター」の公益性事業運営には自ら限度のあることを確認し、名実ともに社会的事業を推進する公益団体として、独立させ、内容充実化を図るため、社団法人ナゴヤハウジングセンターの設立を決定し特色ある永続事業に踏切ったものである。

よってわれわれ住宅関連産業にとりくむ業者は、わが国の住宅建設促進にこたえ、中部地区において未来志向、消費者志向型の住まいに関する総合的な情報提供と附帯事業運営の場を運営し、もって地域住民の繁栄と生活の向上に寄与すべく努めるものである。

昭和48年11月2日

設立許可 昭和49年3月1日

一般社団法人 ナゴヤハウジングセンター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ナゴヤハウジングセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を愛知県内の必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我が国の住宅建設促進にこたえ、未来志向、消費者志向型の住まいに関する総合的な情報提供の場を運営し、もって地域住民の繁栄と生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅及び関連資材、設備機器等に関する総合的な情報の提供、相談業務事業
 - (2) 地域行政の事業活動への協力及び地域文化等の紹介を支援する事業
 - (3) 住宅及び関連資材、設備機器等に関する総合展示並びに総合展示場の運営管理事業
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 住宅産業に関連する事業を営む個人又は法人
- (2) 特別会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は法人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は法人

(入 会)

第6条 正会員として入会を希望するものは、正会員の2名以上の推薦により、理事会が別に定める申込書によって申し込み、理事会の承認を得て入会することができる。

- 2 特別会員として入会を希望するものは、正会員の2名以上の推薦により、理事会が別に定める申込書によって申し込み、理事会の承認を得て入会することができる。
- 3 賛助会員として入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得て入会することができる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、特別会員及び賛助会員は、定款細則に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員がその資格を喪失した時は、退会したものとする。
- 3 会員が退会するときは、会費を完納した後退会届を提出するものとする。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会(以下「総会」という。)において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員等の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失した時は、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会費及び入会金の金額
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (8) 理事会において総会に付議した事項

- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

- 第15条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたときに開催する。

(招 集)

- 第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員等の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員等が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができることとする時は、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員等の中から選出する。

(定足数)

- 第18条 総会は、正会員等の過半数が出席しなければ開催することができない。

(議決権)

- 第19条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決 議)

- 第20条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員等の過半数が出席し、出席した正会員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、正会員等として表決に加わることはできない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(委任)

第 21 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員等を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者 2 人以上が記名押印しなければならない。

(剰余金の分配)

第 23 条 総会は、剰余金の分配を決議することはできない。

第 5 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 16 人以内
- (2) 監事 2 人以内

- 2 理事のうち 1 人を会長とし、2 人以内を副会長、1 人を専務理事、1 人を常務理事とすることができる。

- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。ただし、総会で認めるときは、会員以外から理事 4 人以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 27 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要がある時は、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがある時は、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 29 条 役員は、いつでも総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については総会の決議を得るものとする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問、参与及び相談役)

第 32 条 この法人に、若干名の顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2 顧問、参与及び相談役は、理事会の推薦により、任期を定めた上で選任する。

3 顧問、参与及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問、参与及び相談役の職務)

第33条 顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会は、代理者による出席はできないものとする。

(議 決)

第40条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

(報告の省略)

- 第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 26 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 43 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

- 第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 45 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会の承認を受け、その他の書類については、通常総会で報告するものとする。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 この法人は、第 1 項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第50条 この法人は、総会において、総正会員等の半数であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人若しくは国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要ある時は、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長は、会員のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務所には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公 告)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、愛知県において発行する中日新聞に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事である会長は黒木大二、最初の業務執行理事である副会長は井戸義郎と浜部敬長、最初の業務執行理事である常務理事は生駒浩一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 28 年 5 月 23 日改正